

阿賀野市立水原中学校 いじめ防止基本方針

1 いじめとは

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等との一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法第2条】より

2 いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むには、いじめ問題の特質を私たち教職員が十分に認識し、「いじめの未然防止」に努めていかなければならない。また、早期発見を心掛け、いじめが発生した場合は、全校体制により即時に対応する取組が重要である。そこで、私達水原中教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識は以下ようになる。

- ①いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こるものである。
- ②いじめは人権侵害であり、絶対に許してはいけないものである。
- ③いじめはいじめられる側も悪いという考えは間違っている。
- ④いじめは刑罰法規に触れる行為である。
- ⑤いじめは教職員の指導の在り方が問われる問題である。
- ⑥いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑦いじめは学校、家庭、地域などがそれぞれの役割を果たし、連携して取り組むものである。

3 いじめ防止等全体に係る内容

(1) いじめ防止のための取組

①方針

- 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりを大切にし、生徒一人一人に心の居場所をもたせる。
- 誰もが居心地が良く、安心して生活できる学校づくりを目指す。
- 生徒が主体的にいじめ問題に取り組み、生徒の手でいじめをなくすことができるような支援や指導を行う。
- 学校や家庭、地域、並びに小学校や関係機関との連携を図り、共通理解を図りながら、いじめの防止に努める。

②具体的な取組内容

- ア 互いに認め合い、生徒が自己存在感や充実感を感じる温かい学級経営や教育活動に取り組む。

- イ 生徒会を中心にして、挨拶運動やいじめ見逃し0集会に取り組み、生徒が主体的にいじめをなくす活動に取り組む。
- ウ 人権教育や道徳教育、様々な関わりを深める体験学習を充実させ、豊かな心を育成する。
- エ P T Aの活動や保護者会等で、いじめの指導方針などの情報を提供し、家庭教育の大切さを理解してもらおう。また、保護者の研修会の開催、HPや便り等による広報活動に積極的に取り組む。
- オ インターネットによるいじめについては、講演会や授業を実施する。また、小学校区の各小学校とも連携する。
- カ 人間関係づくりのグループエンカウンターに積極的に取り組む。

(2) 早期発見・対応の在り方

①方針

- いじめを早期発見できるように、生徒との信頼関係の構築に努める。
- いじめを見逃さないと意識を常にもち、「いじめ不登校対策委員会」を中心に全職員で協力して対応に当たる。
- 生徒に関わる情報を全職員で共有し、保護者や地域との連携を図る。

②具体的な取組内容

- ア 巡視活動に積極的に取り組み、生徒の様子をしっかりと見とる。
- イ スマイルアンケート（毎月）や教育相談（学期に1回）を実施し、生徒理解を深める。
- ウ 生徒指導部会（週に1回）でいじめに関する情報交換を行い、その情報をPCで管理し、全職員で情報を共有できるようにする。
- エ いじめの対応については、「いじめ不登校対策委員会」で的確な役割分担を行い、組織的に取り組んでいく。
- オ 各種団体や関係機関と連携していじめの解決に取り組む。
- カ いじめられ生徒の心の傷を癒すために、養護教諭やスクールカウンセラーとの連携を図る。

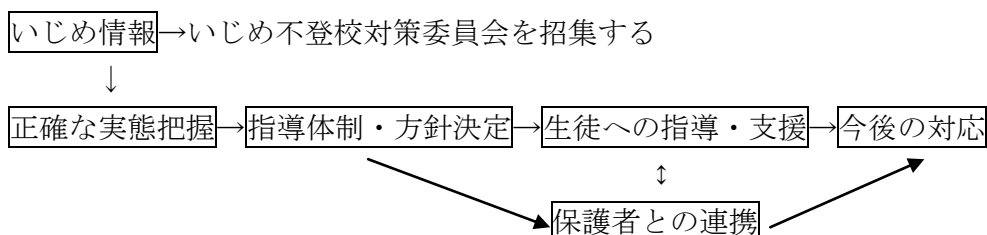
(3) いじめに対する措置

①方針

- 被害生徒を守ることを第一として、いじめ問題に速やかに組織的な対応をし、加害生徒には毅然とした態度で指導する。
- 対応については、全職員の共通理解、保護者の協力、関係機関や専門機関との連携を図る。
- いじめの対応後も生徒の様子をよく見取り、保護者と連携を取り合いながら継続的に指導する。
- いじめを当事者だけの問題だけに終わらすことなく、学級、学年、全校全体の問題として考え、いじめの傍観者を許さない。

②具体的な取組内容

※いじめ対応の基本的な流れ



- ア 事実確認には、加害生徒だけでなく、周囲の生徒や保護者などからも情報を得て、正確に把握する。
- イ 加害者、被害者への対応は、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職の指示のもと、教職員の連携と情報共有を常に行う。
- ウ 事実確認は、加害者、被害者とも別の場所で行い、時間や場所に配慮し、他の生徒達の目に触れないようにする。
- エ 被害者やいじめの情報を伝えた生徒を守るため、登下校や休み時間、放課後等においても教職員の目が届く体制を整備する。
- オ 加害者、被害者の保護者対応は複数で行い、来校依頼または家庭訪問を行う。その際、管理職の同行を原則とし、対応についての理解と協力を得るとともに、今後の連携方法を話し合う。
- カ 被害生徒や保護者の心のケアに配慮するため、スクールカウンセラーや専門機関との連携を図る。
- キ 被害者のつらい気持ちを共感するとともに自尊感情を高める。
- ク 当該生徒だけの問題ではなく、学級、学年、学校全体の問題として考え、当該生徒の人権に配慮しながら、「いじめは絶対に許さない」という姿勢を示す。
- ケ いじめが解消した後も十分な観察を行い、継続的に指導を行う。また、保護者にも連絡し、学校の様子や家庭の様子などを情報交換する。

(4) 教育相談体制

①方針

- 生徒との信頼関係を高め、気軽に相談ができる環境づくりに努める。
- 生徒からの情報については、細心の注意を払いながら対応する。

②具体的な取組内容

- ア 学期に1回、教育相談週間を設定し、全校生徒を対象に教育相談を実施する。
- イ 生徒を守るため、必要があれば危険を回避できる時間や場所を提供する。
- ウ 養護教諭やハートフル相談員と連携を図り、本人の心のケアに努め、具体的心身の安全を保障する。
- エ 情報については、絶対に明かさないと伝え、安心感を与える。

オ 保護者との信頼関係を深めるため、日頃から学校の様子や良いところなどを連絡する。

(5) 生徒指導体制

①方針

○いじめ問題の重大性をすべての教職員が認識し、未然防止に組織的に取り組む。

○いじめ問題については、報告・連絡・相談を大切にし、学校全体で組織的な対応をする。

②具体的な取組内容

ア いじめを生まない土壌がつかれるように、人権教育、道徳教育、体験活動、特別活動等に組織的に取り組む。

イ 職員会議や校内研修等で、いじめ問題の態様や特質、指導上の留意点などを取り上げ、教職員間での共通理解を図る。

ウ 特定の教職員が抱え込んだりしないように、相談しやすい職員室の雰囲気づくりに力を入れる。

エ 迅速な対応を心掛け、いじめ情報を得たその日のうちに対応することを原則とする。

オ いじめの内容の状況に応じて柔軟かつ適切に対応する。

カ マスコミ対応については、窓口を教頭とし、誠実な対応に努める。

キ 生命または身体の安全がおびやかされるような事案は、市教育委員会や警察等の関係機関へ報告する。管理職が中心となり、組織的に対応し、迅速に事案の解決に努める。

ク すべての保護者に説明する是非を判断し、必要があれば、当事者の了解を得た上で、緊急保護者会を実施する。

(6) 校内研修

①方針

○いじめ問題についてすべての教職員が共通理解を図れるようにする。

○教職員一人一人が様々なスキルや指導方法を身につけ、教職員としての資質を高める。

②具体的な取組内容

ア いじめ基本方針についての校内研修を行い、共通理解を図る。

イ Q-Uの実施と分析をし、研修会を実施する。分析したことを教育活動に生かせるように工夫する。

ウ インターネット等によるいじめの事例研修に取り組み、その対応方法についても共通理解する。

エ カウンセリングやスクールソーシャルワーカー等の専門家を講師とした研修会を実施する。

オ すべての生徒に自己存在感が味わえるような授業の実践（学び合い）と研修会を実施する。

カ 校内での OJT が円滑に実施されるように配慮する。

(7) 点検。見直し

①方針

○いじめ基本方針を教職員全員で点検し、必要があれば改善をする。

②具体的な取組内容

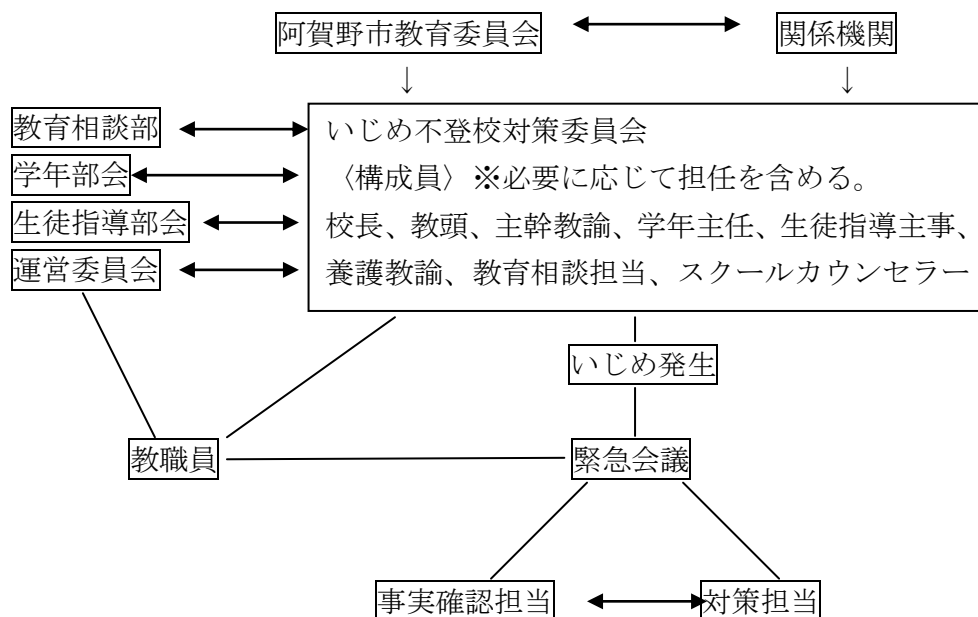
ア 全職員で共有してチェックリストやアンケートを実施する。

イ PDCA サイクルによる評価を行い、取組が適切に行われたかを検証する。

ウ 期待される効果がない場合は、その原因を分析し、取組方法や内容を見直す。

4 いじめ防止等の対策のための組織

水原中学校では、いじめの防止や対応のための組織として、「いじめ不登校対策委員会」を設置している。いじめ不登校対策委員会の構成員は、学校長が任命したメンバーで構成している。いじめ不登校対策委員会は月 1 回の開催を原則とするが、いじめの発生時には、緊急会議を開く。また、学年部会、生徒指導部会、運営委員会は週 1 回実施し、いじめの情報交換を行っている。



※いじめ不登校対策委員会での内容や事案に応じた対応については職員会議で報告し、共通理解を図る。